

# 京都府における障がいのある人もない人も 共に安心して暮らす社会づくり

視察報告 7/27

国の「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」も 2016 年 4 月から施行され“合理的配慮”によってよりよい共生社会をつくっていきこうと大きく動いています。京都がつくった「障がいのある人もない人も共に安心していきいき暮らしやすい社会づくり条例」の中に“女性障がい者への複合的差別状況への適切な配慮”が基本理念として規定されているのでその状況について京都府障害者支援課の方々にお伺いしました。

平成 23 年に差別と思われる事例を聞き、その後検討会議で条例をつくっていく中に、当事者（女性障害者）が居り、基本理念に入れたとのこと。具体的にどう条例のこの理念を実現していくのか問うたが答えてもらえなかったのは残念でした。

又、教育現場でのインクルーシブ教育（統合教育）への判断、および議論について尋ねたら「当事者に通常学校か特別支援学校か意見聴取をせず、又、当事者の意見を尊重せず就学する学校を決定してはいけない」という条文を答えるだけでした。通常学校へ障がい者（児）も通えるようにすることが差別の解消とする考えについて千葉県では大きな議論が起こったのはかなり事情が違うようです。

京都府の条例は“差別禁止・差別解決と同時に共生社会を求める”条例として作られたとのこと。障害による不利益な取り扱いの禁止、社会的バリアをなくすための合理的配慮の義務と努力、共生社会のための啓発、交流、就労、スポーツ・文化芸術推進、相談体制が規定されています。



## 京都サラ（SARA）

性暴力被害者ワンストップ相談支援センター-SARAを視察しました。

刑法犯全体が年々減少する中で、性犯罪の認知件数は減少率が低い。どう性暴力被害者を支援するかが問われています。

京都府では平成 27 年 8 月に支援センター-SARA を開設しました。『ウイメンズカウンセリング京都』に事業委託。支援員の研修をすでに 75 名実施しているとのこと。ウイメンズカウンセリング京都の方 1 名と支援員 1 名の 2 名体制でセンターを運営。10:00～20:00 時の間、相談を受け医療機関・司法関係・警察・行政等へ“連携”をとっている連携型支援です。平成 28 年度の支援センター-事業費予算は 1520 万円です。

平成 27 年 8/10～平成 28 年 5/31 の間、電話相談は 473 件（146 人）。相談内容は強姦 197 件、強制わいせつ 110 件、性的虐待 19 件、DV 16 件、セクハラ 34 件、ストーカー 3 件です。医療機関や弁護士、警察への同行支援、公費負担、証拠採取等の活動です。被害直後の支援、継続的な心身のケアを含めての活動を説明してもらいました。性暴力被害のない社会を実現したいものです。